平成２４年（フ）第４４４号
広島市安佐南区長束４丁目19番18号
債務者　折出　廣昭
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂本　啓介
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４５号
兵庫県伊丹市中央町４－６－４中尾ハイツ202号室、住民票上の住所兵庫県伊丹市西台３丁目７番26―201号
債務者　川北　佳子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２０８号
兵庫県加古郡稲美町国岡３丁目９番地の15
債務者　濱垣冨貴子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　玲子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８０号
鳥取県米子市長砂町295番地５
債務者　信田　定好
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人アザレア法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月２日午後１時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４１２号
福岡市早良区重留７丁目９番３―201号
債務者　坂本　芳和
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽田野節夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２０４号
札幌市中央区南８条西13丁目３番22―302号
債務者　渡邊　孝治
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早坂　悟郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月２日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０３号
福岡県筑紫野市大字筑紫938番地39
債務者　山口　和彦
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５７８号
福岡市早良区百道浜３丁目４番10―1302号、前住所福岡市東区千早６丁目６番16号
債務者　渡邊　忠義
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　康夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時５分
5　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７２４号
福岡県太宰府市五条１丁目３番23―301号
債務者　平　　青宏
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８１２号
福岡市城南区堤団地４番502号
債務者　鶴田　健治
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１０号
福岡市城南区堤団地４番502号
債務者　鶴田　文子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４９号
兵庫県姫路市八代747番地４
債務者　荒木　厚博
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　元秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６０号
福島市北原３番地の44
債務者　坂下裕次郎
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　昭弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２６０１号
大阪府枚方市出口６丁目９番１―304号
債務者　田中美江子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９３４号
愛知県北名古屋市西之保宮前25番地１　エスポア西春203号
債務者　桝岡　君夫
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田雄二朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部